

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊広県第279号

令和3年5月18日

熊本県警察犯罪被害者支援基本計画の策定について（通達）

本県における犯罪被害者等の支援については、「熊本県警察犯罪被害者支援基本計画の策定について（通達）」（平成28年8月5日付け熊広県第292号）に基づき推進してきたところであるが、この度、「警察庁犯罪被害者支援基本計画の策定について（依命通達）」（令和3年3月31日付け警察庁乙官発第9号ほか）により、新たな「警察庁犯罪被害者支援基本計画」が策定されたことを受け、本県の実情に応じた「熊本県警察被害者支援基本計画」を別添のとおり策定した。関係所属にあつては、本計画を踏まえながら、引き続き犯罪被害者支援の一層の充実を図られたい。

※ 警察庁通達「警察庁犯罪被害者支援基本計画の策定について（依命通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。

別添

熊本県警察犯罪被害者支援基本計画

第1 総則

1 目的

この計画は、警察庁犯罪被害者支援基本計画を受け、熊本県警察における犯罪被害者等支援施策を計画的に推進するため、計画期間において講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示すことを目的とする。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

3 基本方針

- (1) 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。
- (2) 個々の事情に応じて適切に行われること。
- (3) 途切れることなく行われること。
- (4) 県民の総意を形成しながら展開されること。

4 推進体制

熊本県警察被害者支援推進委員会において、第2に示す施策についての推進状況を点検し、犯罪被害者支援の推進状況の把握と必要な調整を行う。

第2 具体的な施策

本項に示す施策については、犯罪又は犯罪に類する行為による被害を受けた者はもちろんのこと、施策の内容に応じてその遺族、家族その他の関係者に対しても積極的に推進するものとする。

1 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供

(1) 相談体制の充実等

警察相談専用電話「#9110」、性被害相談電話及び全国共通番号で性犯罪被害相談電話につながる「#8103（ハートさん）」、「肥後っ子テレホン」等のほか、個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理事等の相談体制の充実を図る。また、犯罪被害者の国籍又は住所地の如何に問わず、あるいは匿名であるか実名であるかにかかわらず、相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、熊本県犯罪被害者支援連絡協議会、地区犯罪被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供や当該関係機関・団体への引継ぎを行うなど、犯罪被害者がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応を行う。

また、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、これら事件の早期の認知・検挙に努め、犯罪被害者を早期に保護する。

〈広報県民課、地域課、生活安全企画課、人身安全対策課、生活環境課、サイバー 犯罪対策課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、国際・薬物銃器対策課、 交通企画課、運転免許課、関係各課〉

(2) 告訴・告発、被害届等の適切な受理

告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するとともに、届出人に対しては、警察への問合せ、連絡等の円滑を図るために事件主管課（係）の連絡先を記載した書面の交付を行うなど、犯罪被害者の立場に立って適切に対応する。

また、犯罪としての立件措置の可否とは別に、当該事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止について検討するとともに、捜査部門以外の部門や他の機関による対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど、必要な措置を講ずる。

〈刑事企画課、関係各課〉

(3) 刑事手続等に関する情報提供の充実

犯罪被害者の意見・要望を踏まえ、刑事手続や少年保護事件の手続のほか、警察のみならず関係機関・団体による犯罪被害者のための制度等を網羅的に分かりやすく取りまとめた「支援の手引」やリーフレット等を作成し、必要に応じてその内容を充実させるとともに、その配布方法を工夫し、犯罪被害者への早期の提供に努める。

また、外国人犯罪被害者の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「支援の手引」について、必要に応じて、その内容の充実、見直しを図りつつ、確実な配布とウェブサイトにおける紹介に努めるとともに、外国人対象の防犯教室や自治体の外国人向けの広報誌等を通じて警察の犯罪被害者支援施策について周知する。

〈広報県民課、人身安全対策課、捜査第一課、交通指導課、関係各課〉

(4) 捜査に関する適切な情報提供等

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずる。

また、被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者の状況やニーズのうち、他の行政機関や犯罪被害者支援団体と共有すべきものについては、犯

罪被害者の同意を得て情報提供するなど、犯罪被害者の支援の必要に応じ関係機関・団体との連携を図る。

〈広報県民課、地域課、捜査第一課、交通指導課、関係各課〉

(5) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者の保護・支援のための制度の概要について紹介した熊本県犯罪被害者支援ハンドブック、リーフレット等の内容を充実させるとともに、これらを警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等来訪者の目に触れやすい場所に備え付け、各種会合の機会や各種広報媒体等を活用して、当該制度の周知を図る。

〈広報県民課、交通指導課、関係各課〉

(6) 犯罪被害者に関する情報の保護

犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮するとともに、報道発表を行う場合には、犯罪被害者に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。

また、業務指導を通じて犯罪被害者に関する情報の保護について周知徹底を図る。

〈広報県民課、関係各課〉

(7) 犯罪被害者の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分

証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。

また、業務指導、業務監察等を通じてその徹底を図る。

〈生活安全企画課、生活環境課、刑事企画課、捜査第一課、交通指導課、関係各課〉

(8) 海外における邦人の犯罪被害者に対する情報提供等

関係機関・団体と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え等の支援に努める。

〈広報県民課、外事課、関係各課〉

(9) 地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動の推進

捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進する。

〈地域課、関係各課〉

(10) 被害少年等が相談しやすい環境の整備

肥後っ子サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をする。

また、熊本県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）に掲載してある「肥後っ子サポートセンター」や「肥後っ子テレホン」の周知を図ることにより、電話や電子メールによる相談窓口へのアクセスの向上に努める。

〈生活安全企画課、関係各課〉

(11) 被害児童からの事情聴取における配慮

児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことを積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たって聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童に十分配慮した取組を進める。

〈人身安全対策課、刑事企画課、関係各課〉

(12) 性犯罪被害相談に対する適切な対応

性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の警察職員が対応するように努め、また、執務時間外においては当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。

〈広報県民課、捜査第一課、地域課、関係各課〉

(13) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

性被害相談電話及び全国共通番号で性犯罪被害相談電話につながる「#8103（ハートさん）」等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪被害者が情報を入手する際の利便性の拡大に努める。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」等の犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容を十分に説明し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努める。

〈広報県民課、捜査第一課、関係各課〉

(14) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

性暴力被害者のためのワンストップ支援事業協力医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠の採取及び保管が適正かつ的確に実施されるように証拠の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への継続した働き掛けを行い、警察への被害申告をちゅうちょしている間に証拠が滅失することのないよう努める。

また、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した資料の鑑定状況についての情報を医師等に提供するとともに、医師等との良好な協力関係を保持する。

〈広報県民課、刑事企画課、捜査第一課、鑑識課、関係各課〉

(15) 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等

検視及び司法解剖に関し、リーフレットを活用し、その目的、手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、白色遺体収納袋の活用等により遺族の心情に配慮した対応に努める。

また、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行う。

〈捜査第一課、交通指導課、関係各課〉

(16) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努める。

また、交通事故事件捜査統括官等と被害者連絡調整官及び被害者連絡調整官補佐が連携を密にして、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者の心情に配慮した取組を推進し、交通事故被害者の負担軽減を図る。

〈交通指導課、関係各課〉

2 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援

(1) 医療費等の公費負担

性犯罪被害者の緊急避妊の費用等、身体犯被害者の診断書料等、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費、参考人旅費等を公費で支弁する負担軽減制度を引き続き積極的に推進するとともに、これら制度に関する周知を図る。特に、性犯罪被害者に係る緊急避妊等の公費負担の運用については、可能な限り全国的に同水準で行われるよう努める。

〈広報県民課、捜査第一課、関係各課〉

(2) カウンセリング費用の公費負担

カウンセリング費用の公費負担制度の適切な運用と周知に努める。

〈広報県民課、関係各課〉

(3) 犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

公認心理師、臨床心理士資格を有する警察職員による心理的支援等を効果的に行うほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことによりその技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用して犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施する。

また、熊本県警察カウンセリングアドバイザーの積極的な活用に努めるとともに、組織におけるカウンセリングに関する理解の向上を目的として、被害者支援要員を対象とした指導及び教養を実施する。

〈広報県民課、捜査第一課、関係各課〉

(4) 被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場となり、自宅が破壊され、自宅での居住が困難な場合等であって、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に、犯罪被害者が利用できる一時避難等施設使用料支出制度の活用、公営住宅への優先入居に向けた支援及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニング委託制度を引き続き積極的に運用するとともに、その充実に努める。

〈広報県民課、関係各課〉

(5) 犯罪被害給付制度の運用改善

犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知を図るとともに、熊本県警察被害者支援管理システムの活用により、給付制度の対象となり得る犯罪被害者を漏れなく把握し、給付制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行う。

また、給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、可及的速やかに行うよう努めるほか、給付制度の効果的な運用、求償権の適切な行使その他の犯罪被害給付制度の運用改善及び関係警察職員への同制度の周知徹底に努める。

〈広報県民課、関係各課〉

(6) 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携

犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象とならない犯罪被害者であって、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者については、公益財団法人犯罪被害救援基金及び公益財団法人日本財団と連携し、当該法人が行う支援金支給事業、奨学金等給与事業等による救済に努める。

〈広報県民課、関係各課〉

(7) 海外における犯罪被害者に対する経済的支援

国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適正な運用に努める。

〈広報県民課、関係機関〉

(8) 被害少年が受ける精神的被害軽減のための継続的支援の推進

被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員に対し、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得させるよう努めるとともに、被害少年に対し、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人くまもと被害者支援センターをはじめとする民間被害者支援団体への紹介を行うとともに、肥後っ子サポートセンターの少年補導職員等が臨床心理学等の専門家である熊本県警察被害少年等カウンセリングアドバイザーの助言を受けつつカウンセリングを実施するなどの支援を継続的に実施する。

〈生活安全企画課、関係各課〉

(9) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

特殊詐欺等の預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者及び相談者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行う。

なお、特殊詐欺、悪質商法、ヤミ金融事犯等の認知時において的確な対応を行うため、警察職員に対する指導及び教養を徹底するとともに、積極的な事件化による犯罪収益の没収保全、消費生活センター等関係機関との連携による被害回復に向けた活動を推進する。

〈生活安全企画課、生活環境課、刑事企画課、捜査第二課、組織犯罪対策課、

関係各課〉

(10) 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター、熊本県弁護士会の民事介入暴力対策特別委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実させる。

〈組織犯罪対策課、関係各課〉

3 犯罪被害者等の安全の確保

(1) 再被害防止措置の推進

同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者又は保護対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携を図りつつ、犯罪被

害者に対して再被害防止に資する関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領又は自主警戒の方法について教示するなど防犯指導を行う。

また、必要に応じ緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進する。加えて、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、逮捕状の請求に当たり犯罪被害者の個人情報に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努める。

〈生活安全企画課、人身安全対策課、捜査第一課、関係各課〉

(2) 再被害の防止に向けた関係機関との連携の充実

配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等を保護し、これらの者の再被害を防止するため、熊本県男女参画・協働推進課、熊本県女性相談センター、児童相談所等との連携を充実させる。

また、学校を始めとする関係機関・団体との連絡体制や自治体の要保護児童対策地域協議会等の組織を活用した再被害防止対策を推進するほか、加害少年やその保護者に対する非行防止のための助言、指導等の充実を図るとともに、熊本県警察スクールサポーターを中心とした立ち直り支援活動を積極的に推進する。

〈生活安全企画課、人身安全対策課、捜査第一課、関係各課〉

(3) 行方不明者対策の強化

行方不明者届が出された者のうち、生命又は身体に危害が生じているおそれのある者等について、その行方に関する迅速な情報収集や警察犬の活用による必要な探索・捜査を行うとともに、関係機関・団体に協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講ずる。

なお、誘拐事件の可能性のある所在不明事案については、秘匿に配慮した迅速な初動捜査を推進する。

〈人身安全対策課、捜査第一課、鑑識課、関係各課〉

(4) ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案への迅速かつ的確な対応

ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、積極的な事件化により加害者を隔離することを最初に検討し、被害者の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。

また、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議、平成29年4月24日改訂）を踏まえ、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者に対する情報提供、ストーカー被害予防のための教育、加害者に関する取組等を推進する。

〈広報県民課、人身安全対策課、捜査第一課、関係各課〉

(5) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組

児童虐待の発見に資する教養や子供の死亡例に関する適切な検視のための教養の実施等により、警察職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、児童の安全の直接確認及び積極的な事件化による児童の安全の確保を最優先とした児童虐待の未然防止の徹底を図り、あわせて、児童相談所への通告を確実に行う。

また、児童相談所からの援助の要請に積極的に協力するとともに、人身安全対策課に設置された児童虐待対策官を通じた各種支援施策の効果的な運用に努め、関係機関又は団体と連携した児童の保護活動を推進する。

〈広報県民課、人身安全対策課、捜査第一課、関係各課〉

(6) 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止

13歳未満の子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、関係機関からその前歴者の出所情報の提供を受け、当該前歴者の住居地を管轄する警察署と連携して出所後の居住状況等の定期的な確認を行い、その際、必要に応じて、当該出所者の同意を得た上で面談を行う。

また、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所等との他の関係機関・団体との連携に努め、子供を対象とする暴力的性犯罪の前歴を有する者の再犯を防止する。

〈生活安全企画課、関係各課〉

(7) 保護対策の推進

暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するため、違法行為の積極的な事件化等必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。

〈組織犯罪対策課、関係各課〉

4 犯罪被害者支援推進のための基盤整備

(1) 地方公共団体における条例の制定等に関する協力

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、地方公共団体の担当部局に対し、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行う。

〈広報県民課、関係各課〉

(2) 地方公共団体における担当部局との連携・協力の充実・強化

犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等をリーフレット等により説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援の担当者を対象とする研修の実施に必要な協力を行うなど、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局及び総合的対応窓口の担当部局との連携・協力を充実・強化する。

〈広報県民課、関係各課〉

(3) 市区町村間の連携・協力の促進

市区町村間の連携・協力の促進を図るため、市区町村の犯罪被害者等支援担当者を集めた都道府県による研修の実施等に協力する。

〈広報県民課、関係各課〉

(4) 地方公共団体における見舞金制度等の導入に対する協力

熊本県犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、地方公共団体における犯罪被害者等施策を担当する熊本県くらしの安全推進課等と連携し、地方公共団体が行う犯罪被害者等に対する見舞金制度の周知や犯罪被害証明など必要な協力を行う。

〈広報県民課、関係各課〉

(5) 犯罪被害者のための施設の改善

犯罪被害者用として使用している相談室や被害者支援用車両の活用を図るほか、犯罪被害者の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、施設等の環境整備を図る。

〈会計課、広報県民課、関係各課〉

(6) 研修の充実等

ア 採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、犯罪被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行う。

また、これら教養に犯罪被害者や遺族等の講演を組み込むなど、犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うための教養の充実を図り、犯罪被害者等の二次的被害の防止に努める。特に、犯罪被害者支援要員に対しては、熊本県警察カウンセリングアドバイザー等によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行う。これらの教養に当たっては、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に係る教養の実施についても配慮する。

また、配偶者等からの暴力事案への対処、被害児童の心情に配慮した聴取等の専門的な技能の向上に努める。

イ 被害児童からの事情聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、

事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努める。

ウ 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティの人が被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施する。

エ 障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施する。

〈広報県民課、捜査第一課、関係各課〉

(7) 被害者支援要員制度の活用

熊本県警察被害者支援管理システムの活用により被害者支援の推進状況を把握し、事件発生直後から犯罪被害者等への付き添いや必要な助言等を行ったり、カウンセラー、弁護士会、犯罪被害者支援団体等を紹介するとともにこれらへの引継ぎを実施するなどの役割を果たす被害者支援要員制度の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員の知識・能力の向上を図るための教養の充実に努める。特に、死傷者が多数に及ぶ事案等にも迅速・確実に対応できるよう、必要に応じて被害者支援要員の迅速な集中運用を行うためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者支援の担当部門と捜査担当部門との連携強化を図る。

〈広報県民課、関係各課〉

(8) 犯罪被害者支援に携わる者への心理的影響に対する配慮

犯罪被害者支援に携わる警察職員は、犯罪被害者の状況を間近に見ることや、時には犯罪被害者の感情の表出に直面することで、極めて強いストレスを受ける場合があることから、警察庁において行った実態調査に基づく検討結果を踏まえ、これら警察職員に対し、ストレスに関する教養を行い、ストレスに備えさせるとともに、健康被害の未然防止対策として組織的に代理受傷調査を行い、その結果に基づき精神科医や公認心理師・臨床心理士によるカウンセリングを受けさせるなどの必要な措置を講ずる。

〈広報県民課、関係各課〉

(9) 適切な評価と好事例の勧奨及び適切な評価等

情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者支援が確実に実施されるよう、好事例を勧奨し、具体的な支援事例を通じて個々の警察職員の能力の向上を図るとともに、適切な評価及び表彰を実施することで、犯罪被害者支援に係る警察職員の意識の高揚を図る。

〈広報県民課、関係各課〉

(10) 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等

警察本部及び警察署の性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置を継続し、又は推進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する警察職員の実務能力の向上を図る。

また、性犯罪捜査指導官が指導力を発揮して、性犯罪捜査を適性かつ強力に推進するとともに、性犯罪被害者の身体からの資料採取の際における機動鑑識班等の女性警察官の活用を図るほか、産婦人科医療機関や被害者支援センターを始めとする犯罪被害者支援団体との連携強化に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化する。

〈警務課、広報県民課、捜査第一課、鑑識課、関係各課〉

(11) 関係機関・団体との連携・協力の充実・強化

熊本県犯罪被害者支援連絡協議会及び警察署レベルで設置されている地区犯罪被害者支援連絡協議会について、その設置目的を各構成員に共有させ、犯罪被害者支援を実施する関係機関・団体が果たすべき役割を明確にするとともに、犯罪被害者の置かれている立場の理解を深めるための研修会や具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対処能力の向上を図る。

また、熊本県犯罪被害者支援連絡協議会、地区被害者支援連絡協議会等の活用により、犯罪被害者支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者支援のための制度等についての情報提供を犯罪被害者に対して行うように努める。

〈広報県民課、関係各課〉

(12) 犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力等

犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者に十分に説明した上で、犯罪被害者の連絡先や相談内容等を被害者支援センターに提供し、犯罪被害者の精神的負担の軽減に努める。

また、犯罪被害者支援団体による支援が全国的に一定水準以上で行われるよう、犯罪被害者の実態、支援に役立つ事例、二次的被害を防止するための留意事項等の支援に関する必要な情報提供を行い、犯罪被害者支援団体の運営及び活動に協力する。このほか、民間の団体と連携し、犯罪被害者の要望に応じて、自助グループの紹介を行う。

〈広報県民課、関係各課〉

(13) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

被害者支援センターが行う研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力を行う。また、犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関又は団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコ

ーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため、熊本県犯罪被害者支援連絡協議会、地区被害者支援連絡協議会等において、犯罪被害者支援団体の支援員をコーディネーター役とし、具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシュミレーション訓練を行う。

〈広報県民課、関係各課〉

(14) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への支援の充実

県による被害者支援センターに対する補助金及び性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」への委託を継続的に確保するための働き掛け、被害者支援自動販売機の設置促進など財政的援助の充実に努めるとともに、犯罪被害者の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援に努める。

また、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う団体の意義・活動等について広報する。

〈広報県民課、関係各課〉

(15) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その趣旨に賛同できるものにあっては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援するなど、開催に協力するよう努める。

また、当該シンポジウム等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対し、SNS等の各種広報媒体を活用して周知するなど、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動を支援する。

〈広報県民課、関係各課〉

(16) 犯罪被害者支援に関するウェブサイトの充実

犯罪被害者支援に関する県警ホームページについて、関係法令、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や外国語による情報提供を行うなど、その充実に努める。

〈広報県民課、関係各課〉

(17) 犯罪被害者支援の実態把握等

熊本県警察被害者支援管理システムを活用し、犯罪被害者支援の実態や犯罪被害者等が置かれている状況の適切な把握に努めるとともに、把握した実態等を踏まえ、必要な検討を行う。

〈広報県民課、関係各課〉

5 国民の理解の増進

(1) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施

犯罪被害者等の参加・協力を得て、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）」の周知に努めるとともに、関係機関や被害者支援センターと連携し、当該週間に合わせて、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施する。

〈広報県民課、生活安全企画課、組織犯罪対策課、関係各課〉

(2) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者支援施策に関する広報の実施

関係機関や被害者支援センターと連携の上、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン、各種討論会等の広報啓発活動を推進する。

また、県警ホームページ、リーフレット等での犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する国民の理解の増進に努める。情報提供を行うに当たっては、スマートフォン等からのアクセスが可能な熊本県警察本部ツイッターなどのSNS等の各種広報媒体の活用を図るとともに、犯罪被害者等支援のシンボルマークである「ギュっとちゃん」等を活用するなど、広報手法の多様化に努める。

〈広報県民課、生活安全企画課、生活環境課、組織犯罪対策課、関係各課〉

(3) 犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施

犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。

〈広報県民課、関係各課〉

(4) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者が置かれた状況についての国民の理解の増進

犯罪被害者支援に係る各種施策を含めて犯罪被害者に関する調査を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者への理解を深めるための広報啓発活動に活用する。

〈広報県民課、関係各課〉

(5) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進

シンポジウムの開催等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、被害児童及び障害者を始めとする被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を周知し、国民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。

〈広報県民課、関係各課〉

(6) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等

教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者の遺族が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者及びその遺族への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努める。

また、犯罪被害者支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を深めるため、大学等との連携を強化し、大学生ボランティアの周知、活用及び犯罪被害者支援に関する講義等を積極的に推進するほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者及びその遺族による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図る。

〈広報県民課、関係各課〉

(7) 犯罪被害者の個人情報保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施

地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者が特定されないよう工夫した上で、新聞、各種広報誌、インターネットや「ゆっぴー安心メール」等を活用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声かけ、ひったくりの発生状況等を発信する。

〈広報県民課、生活安全企画課、関係各課〉

(8) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やリーフレット等を作成し、交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等において交通事故被害者等による講演を実施するとともに、運転者等に対する各種講習において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記を活用することや事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを県警ホームページにおいて公表し、また、自治体、交通関係機関・団体、放送局、新聞社等に提供すること等により、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解の増進に努める。

〈広報県民課、交通企画課、交通指導課、運転免許課、関係各課〉